

コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

経営管理体制

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、お客さまやビジネスパートナー、株主をはじめとする当社に関係するステークホルダーに対し、経営の適切性、健全性および透明性の確保を図るための仕組みであると考えています。当社は、取締役会、監査役会、執行役員会を設置し、これらを内部統制の基本要素として、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。

ガバナンス体制

取締役会

経営上の重要な業務執行の意思決定機関です。お客さまの視点に立った経営を行い、適正かつ効率的な業務執行を実現するために、取締役間の相互監視体制を敷いています。

監査役会

全4名の監査役で構成され、各監査役は、取締役会への出席などにより、独立した立場から取締役の業務執行を監査しています。また、取締役会や執行役員会に対して、監査実施状況の報告や監査役の意見表明を行っています。

執行役員会

業務執行の迅速な意思決定と責任の明確化を目的として「執行役員制度」を導入しています。取締役会の業務執行権限の一部を執行役員会へ委譲することで、取締役会の監督のもと実効性の高い業務執行体制を構築しています。

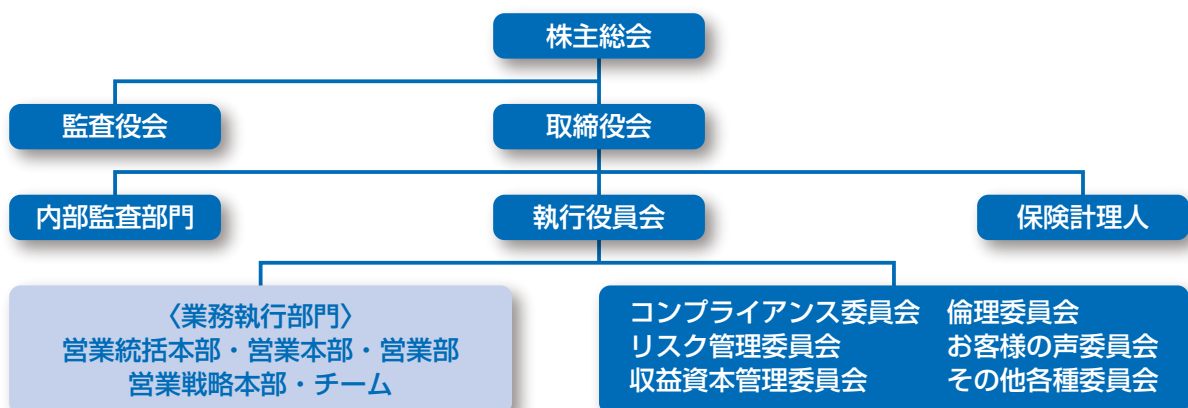
内部統制の強化

内部統制の基本的な考え方

当社は、「顧客から最も信頼され称賛される会社となる」ことをVisionに掲げ、「お客さまに経済的な保障と心の平和を得ていただけるよう最高のサービスを提供する」ことをMissionとしています。このMissionの遂行のためには、適切で効率的な業務執行が必要不可欠であると考えており、「内部統制に関する基本方針」を定め、法令等遵守態勢やリスク管理態勢をはじめ、内部統制システムの整備・強化を図っています。

内部統制の状況

- 「内部統制に関する基本方針」の見直しを定期的に行い、ガバナンスの実効性の維持に努めています。
- コンプライアンスおよびリスク管理等の態勢を強化する観点から、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など、業務執行部門とは独立した第三者的立場から評価・検討を行う各種委員会を設置しており、相互牽制機能が適切に発揮される態勢を整備しています。
- 内部監査部門を充実させ、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場から検証・評価する体制とし、業務の健全性と適切性の確保に努めています。



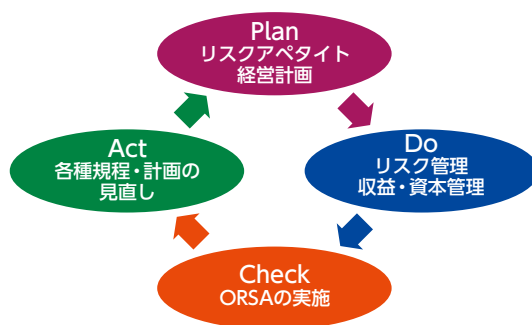
ERM (Enterprise Risk Management) の態勢

当社は、経営理念に基づき、経営上のさまざまなリスクとリターンの関係を能動的に捉えてリスクアペタイト^(※)を定め、そのリスクアペタイトと連動し策定される経営戦略とリスク管理を密接につなげ、一体でコントロールすることにより、健全で持続的な会社の成長を実現することをERMと定義し、その基本的事項を「ERM基本方針」に定め推進しています。

(※)リスクアペタイト：収益、資本およびリスクの状況、経営環境ならびにビジネスモデルを踏まえ、受け入れるリスク（または受け入れないリスク）に対する姿勢や程度を示したもの

ERM全般については、取締役会および執行役員会が主導的に管理しており、この管理のもとでより専門的な観点から審議する機関として、社長を委員長とする収益資本管理委員会およびリスク管理委員会を設置しています。

また、基本方針のもとORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）を実施し、資本の十分性を確認するとともにERM態勢を評価し見直すことにより、さらなる態勢強化に努めています。



リスク管理の態勢

適切な事業運営を確保し、長期にわたるお客さまへの保障責任を確実に果たすため、当社においてはさまざまなリスクを管理し、リスクの特性に応じ的確に対応する態勢を整えています。

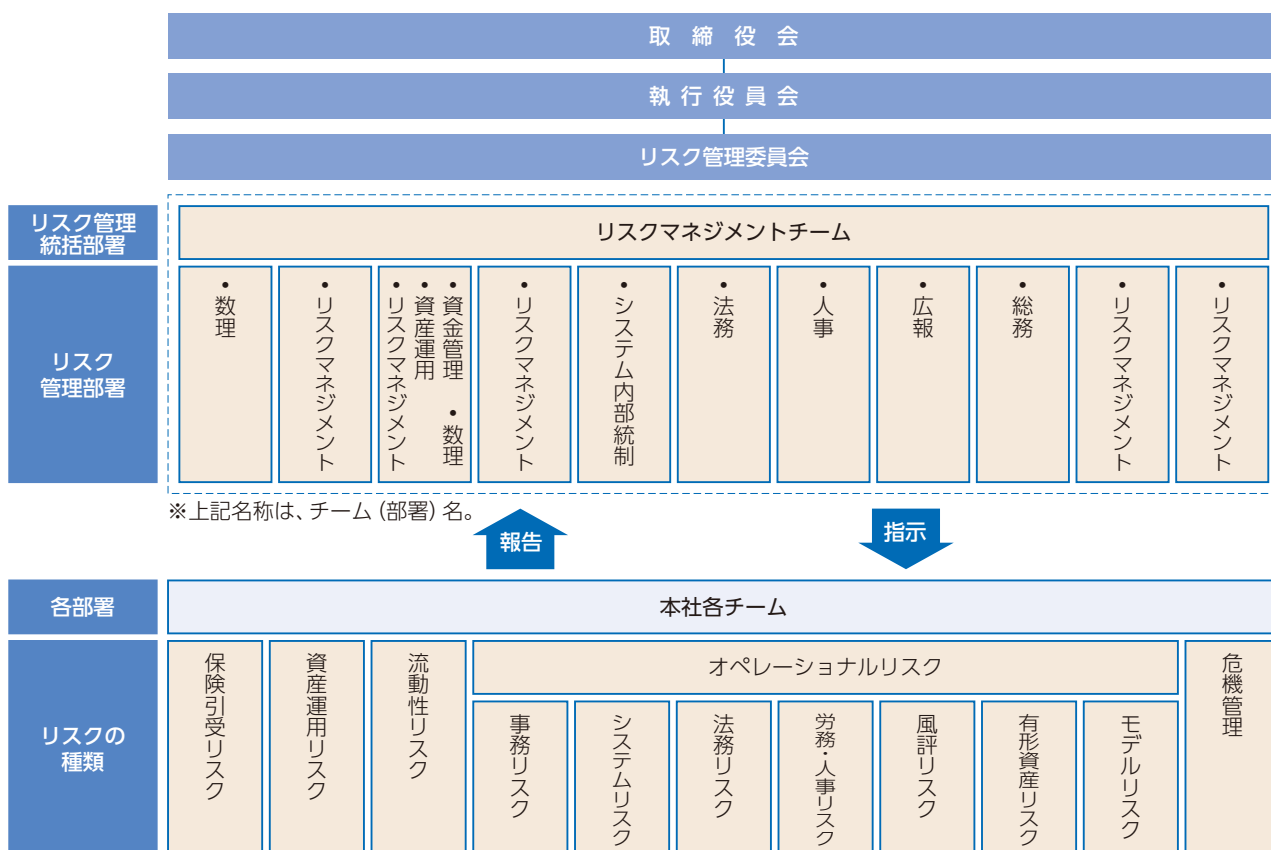
当社のリスク管理態勢については、「リスク管理基本方針」において定め、同方針に基づきリスク種類ごとに管理規程を策定し、リスク管理の徹底を図っています。

業務運営を通じて発生する各種リスクについては、業務執行部門が各リスク管理規程に基づき一次的なリスク管理を行っており、リスク管理統括部署が主要リスクを検証および分析し、その結果等を踏まえ会社全体のリスク管理状況を把握し、リスク管理を徹底させるための諸施策を策定するなど二次的なリスク管理を行っています。

また、会社全体の直面するリスクを総体的に捉え、事業全体のリスクのコントロールを行う統合的リスク管理については、業務執行部門から独立したリスク管理統括部署が、「統合的リスク管理規程」に基づき、会社全体のリスクを総合的に管理しています。

さらに厳正なリスク管理を行うため「リスク管理委員会」を開催し、リスク管理に関するさまざまな議題について組織横断的に検証しています。

〈リスク管理体制図〉



コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

各種リスクへの対応

■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクのことをいいます。保険引受リスク管理については、リスクの状況を把握し、分析・評価を行っています。

■ 再保険について

再保険とは、保険会社がお引受けした保険契約上の責任の一部を国内外の他の保険会社に移転することにより、リスクの分散化・平準化を行うことです。当社では、リスク分散の方策のひとつとして、出再を行っています。出再に際しては、リスクの種類・特性および出再先の信用力を考慮したうえで取引内容を決定しています。

■ 資産運用リスク

当社は、資産運用リスクを「市場リスク」「信用リスク」に分類し、次の手法を用いてリスク管理を行っています。

■ 市場リスクについて

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替などのさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。当社では、金利や為替、株価などの金融市場動向について継続的にモニタリングを実施し、保有資産については、定期的に資産配分、時価、金利感応度などを把握し、バリュエーション・アット・リスク等の計量的な手法なども用いて市場リスク量を計算するなど、市場リスクを適切に管理しています。

■ 信用リスクについて

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当社では、同一与信先や格付別、国別など多様な角度から保有限度（リミット）の設定を行い、信用リスクの分散に留意しています。また、バリュエーション・アット・リスク等の計量的な手法なども用いて信用リスク量を計算するなど、信用リスクを適切に管理しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、資金繰りの悪化に伴い、資金確保の必要が生じることおよび市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことをいいます。保有資産の流動性については流動性資産保有最低基準を定めるとともに、日々の資金繰りについては入出金を予測し厳格に管理しています。さらに将来の予測キャッシュ・フローも勘案することによって、リスク回避に努めています。

■ 事務リスク

事務リスクとは、役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客さまに不利益を与える、または会社が損失を被るリスクのことをいいます。当社では、事務諸規程の整備、誤処理等報告体制の整備、法令等遵守態勢の強化に取り組むとともに、事故・不正等を未然に防ぐための事務指導を行うなど、事務リスクの軽減に努めています。

■ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備やシステムの不正使用により損失を被るリスクのことをいいます。当社では、システムの不正使用を防止し、安定した稼働を維持するため、セキュリティ対策の強化に努めています。また、システムリスクの評価ならびにその改善活動などを通じて、システムリスクが顕在化することのないよう、継続的な取り組みを行っています。

さらには、不正アクセスやサイバー攻撃などの異常事態発生時に即座に対応できる体制を構築するとともに、災害などの不測時に備え、バックアップセンターの設置ならびに非常時の対応体制を整備することで、リスクの極小化に努めています。

■ 法務リスク

法務リスクとは、会社の業務遂行が法令等に抵触すること等により、会社が法的利益を享受できないリスク、または会社が損失を被るリスク、会社が訴訟等を提起されることにより会社が損失を被るリスクのことをいいます。当社では、法務リスク管理部署が本社各部署からの依頼に対し法的助言や法的支援を行い、また法令改正情報の提供および訴訟等の管理を行うこと等により、法務リスクの適切な管理に努めています。

■ 労務・人事リスク

労務・人事リスクとは、雇用問題、労務管理、人材流出、人権問題等により会社が損失を被るリスクのことをいいます。当社では、労務・人事リスク担当部署が研修の実施、マニュアルの整備等を通じて労務・人事リスクの未然防止に努めています。

■ 風評リスク

風評リスクとは、当社およびプルデンシャル・グループまたは生命保険業界に関する悪評や信用不安情報等の風評が、契約者、マスコミ、その他社会一般に広がり、会社が損失を被るリスクのことをいいます。なお、「風評」とは、事実と異なる情報や、事実の中で特定の部分だけが強調されることにより発生する誤解が広く社会に伝播することをいいます。当社では、対外的に開示する情報の確認やメディア、インターネット上の書き込みサイトのチェック等による早期発見を通じて、風評リスクの未然防止に努めています。

■ 有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害やその他の事象から生じる会社の有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクのことをいいます。当社では、有形資産管理責任者を定め有形資産の毀損・損害などを最小限に抑えるよう努めています。

■ モデルリスク

モデルリスクとは、経営の意思決定や財務諸表作成において、計算式等からなるモデルの誤使用あるいはモデルそのものの誤り等に起因し、経済的損失や風評による損害を被るリスクのことをいいます。当社では、利用しているモデルの洗い出しを行うとともに、モデルから導き出された結果の正確性とその用法の適切性を保つため、モデルのリスク評価、文書化、テストの実施、継続的にモデルを利用することの妥当性のレビューと承認、管理状況のモニタリングなどの態勢を整備することにより、モデルリスクの顕在化の未然防止に努めています。

■ 危機管理

大規模自然災害、世界的に流行する伝染病、大規模テロおよび重大な風評被害等、通常のリスク管理では対応できない事象を危機と定義し、「危機管理規程」等において平時における危機の未然防止および発生時の対応を定め、お客さまにご安心いただけるサービスが提供できる体制を整備しています。特に自然災害・火災等の発生については、被災地別・被災規模別の「災害対応事業継続計画」を策定しています。また、新型インフルエンザの世界的大流行に備えた「パンデミック対応事業継続計画」を策定しています。

緊急事態発生に備えたバックアップオフィス機能を持ち、契約管理業務を本社と同時並行で遂行する体制を大阪に常設し、また事業継続計画の実効性を確保するための総合訓練とその検証を定期的実施しています。これらにより緊急時においても、お客さまからの照会対応および保険金等のお支払い等を含め当社の業務を継続できる態勢を整備しています。

統合的リスク管理の取り組み

「統合的リスク管理規程」に基づき、次の手法を用いて統合的リスク管理を行っています。

I. 全社的リスク管理

- リスク管理統括部署は、全社的なリスク管理の視点から各リスクの管理状況を定期的に評価しています。
- 保険商品の開発および新規業務等の取扱いを検討する担当部門は、設計の段階でリスク評価を実施し、リスク管理統括部署はその評価結果のレビューを行っています。
- リスク管理統括部署は、会社が晒されているリスクの網羅的な洗い出しを定期的に行い、会社経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定しています。

II. 資産と負債の総合管理

- 負債の特性を評価・分析したうえで資産のデュレーションや資産配分等を検証し、資産と負債のミスマッチから発生する金利リスクと流動性リスクを抑制した、適切な資産運用を行っています。

III. 自己資本管理

- リスクリミット管理
 - ・ 各種リスク量をバリュー・アット・リスク等の手法により定量的に把握し、会社全体のリスク量が法定会計上の広義の自己資本の範囲内に収まるようにリスク許容量を設定し、モニタリングを実施しています。
- ストレステストの実施
 - ・ バリュー・アット・リスクによるリスク量計測の限界（過去の観測データから想定されないリスク事象の発現など）を補完するため、定期的にストレステストを実施し、広義の自己資本、実質資産負債差額、ソルベンシー・マージン比率に与える影響を分析し、財務の健全性の検証を行っています。
- 経済価値評価に基づく自己資本の十分性検証
 - ・ 単年度の損失額に焦点を当てたリスクリミット管理を補足し、将来の変動要因が自己資本に与える影響を把握するため、資産と負債の経済価値に基づく純資産を計測し、金利リスク等と比較し、その十分性を検証しています。

コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

当社は、コンプライアンスの徹底をお客さま、社会からの信頼に応えるための重要な経営課題と考え、さらなるコンプライアンス態勢の充実に向けて取り組んでいます。

コンプライアンスに係る当社の取り組み方針として「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、コンプライアンス態勢を構成する各種組織や規程の位置づけ・役割を定めた「コンプライアンス基本規程」、法令や社内規程等を解説した、法令等遵守のための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を定め、全社員に周知しています。

コンプライアンス委員会の設置

全社的にコンプライアンス態勢を監督・推進するための組織として、コンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とし、複数の執行役員・社員により構成されています。

チーフ・コンプライアンス・オフィサー等の配置

全社的なコンプライアンス態勢の推進責任者としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーを配置しています。この制度は当社のみならず、世界中のプルデンシャル・グループ各社で採用されている制度です。さらに、各部門にコンプライアンス・コーディネーター（法令等遵守推進担当者）を配置しています。

プルデンシャル倫理行動規範と倫理委員会

プルデンシャル・グループ共通の「プルデンシャル倫理行動規範」を全社員の行動規範として採用し、全社員に周知するとともに、本内容の実効性を確保するための組織として倫理委員会を設置しています。倫理委員会は、チーフ・ビジネス・エシックス・オフィサーを委員長とし、複数の執行役員・社員により構成されています。

社内各種委員会等の活用

懲罰委員会、リスク管理委員会、お客様の声委員会および販売資料委員会等の社内各種委員会等を通じて、関連する諸活動のコンプライアンスについて常にチェックしています。

法令等遵守に向けた教育・啓発

当社は、コンプライアンスの徹底については、社員一人ひとりの意識・行動が最も重要と考えます。そのための教育・啓発を継続的に実施することにより、コンプライアンスの意識の醸成に努めています。

コンプライアンス・プログラムの策定と実施

コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、毎年、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、全社員に周知しています。

その進捗状況や達成状況は定期的の確認・フォローを行うとともに、新たな課題は実践計画に反映させることで、継続的な課題解決を図っています。

